

<p>《国家外汇管理局关于进一步推进外汇管理改革完善真实合规性审核的通知》（汇发〔2017〕3号）政策问答（第一期）</p> <p>1. 如何理解境内机构利润汇出前应先依法弥补以前年度亏损？银行应审核什么材料了解企业是否依法弥补亏损？</p> <p>答：根据《国家外汇管理局关于进一步推进外汇管理改革完善真实合规性审核的通知》（汇发〔2017〕3号，以下简称《通知》）规定，境内机构利润汇出前应先依法弥补以前年度亏损，这在《公司法》和《企业会计制度》中均有明确规定。根据《公司法》规定，公司的法定公积金不足以弥补以前年度亏损的，在依规提取法定公积金之前，应当先用当年利润弥补亏损；公司弥补亏损和提取公积金后所余税后利润，按规定分配；在公司弥补亏损和提取法定公积金之前向股东分配利润的，股东必须将违反规定分配的利润退还公司。根据《企业会计制度》规定，企业当期实现的净利润，加上年初未分配利润（或减去年初未弥补亏损）和其他转入后的余额，为可供分配的利润。银行应按照“展业原则”要求审核相关证明材料，如经审计的财务报表、董事会利润分配决议（或合伙人利润分配决议）、服务贸易等项目对外支付税务备案表等。银行在审核过程中，应注意是否以往年度存在亏损并在财务报表中体现弥补情况。</p> <p>2. 根据现行外汇管理规定，海关特殊监管区域内保税仓储等业务可采取货物流与资金流不对应的交易方式，但《通知》第五条规定，境内机构应当按照“谁出口谁收汇、谁进口谁付汇”原则办理外汇收支业务，请问如何处理？</p>	<p>《国家外貨管理局：外貨管理改革の更なる推進、真実コンプライアンス性審査の完備に関する通知》（匯発〔2017〕3号）の政策問答（第一期）</p> <p>1. 「国内機構は、利益送金前に法に基づき過年度の損失を補填しなければならない」とは、どのように理解するのか？ 企業が法に基づき損失を補填しているか否かを把握するため、銀行はどのような資料を審査すべきか？</p> <p>答：《国家外貨管理局：外貨管理改革の更なる推進、真実コンプライアンス性審査の完備に関する通知》（匯発〔2017〕3号、以下《通知》）の規定に基づき、国内機構は利益送金前に法に基づき過年度の損失を補填しなければならず、これは《会社法》及び《企業会計制度》にも明確な規定がある。《会社法》の規定に基づき、過年度の損失を補填するために会社の法定準備金が不足する場合、規定に基づく法定準備金の積立前に、先に当年の利益により損失を補填しなければならない；会社の損失の補填及び準備金の積立後の税引き後利益は、規定に基づき分配する；会社が損失の補填及び法定準備金の積立前に株主に利益を分配した場合、株主は必ず規定に違反して分配した利益を会社に返還しなければならない。《企業会計制度》の規定に基づき、企業の当期に生じた純利益に、年初の未処分利益を加算（或いは年初の補填していない損失を減算）及びその他を振り替えた後の残額は、分配可能な利益である。銀行は、「業務展開三原則」の要求に基づき、監査済み財務報告・董事会の利益分配決議（或いはパートナーの利益分配決議）・サービス貿易等の項目の対外支払に対する税務備案表等の関連証明資料を審査しなければならない。銀行は審査の過程において、過年度に損失があるか、財務報告に補填状況が記載されているか否かに注意しなければならない。</p> <p>2. 現行の外貨管理規定に基づき、税関特殊監督管理区域内の保税倉庫保管等の業務は、貨物フローと資金フローが相応しない取引方式を採用することができるが、《通知》第五条は、「輸出主体が代金を受け取り、輸入主体が代金を支払う」との原則に基づき貿易外貨受払業務を行わなければなら</p>
--	--

<p>答：对于海关特殊监管区域内外汇收支业务，仍按照《国家外汇管理局关于印发〈海关特殊监管区域外汇管理办法〉的通知》（汇发[2013]15号）和《国家外汇管理局关于改进海关特殊监管区域经常项目外汇管理有关问题的通知》（汇发[2013]22号）等规定办理。</p> <p>3. 境内机构办理境外直接投资登记和资金汇出手续时，是否都需要提供董事会决议？</p> <p>答：均需提供。根据《通知》规定，境内机构办理境外直接投资登记和资金汇出手续时，除应按规定提交相关审核材料外，还应向银行说明投资资金来源与资金用途（使用计划）情况，提供董事会决议（或合伙人决议）、合同或其他真实性证明材料。</p> <p>4. 允许自由贸易试验区内境外机构境内外汇账户结汇，如何具体操作？</p> <p>答：根据《通知》规定，境外机构依法在注册且营业场所在自由贸易试验区内的银行开立的境外机构境内外汇账户（以下简称“外汇NRA账户”）资金可以结汇，结汇所得人民币资金应支付境内使用，不得划转境外或进入FT账户及其他NRA账户等。银行按照不落地结汇方式办理外汇NRA账户结汇，通过银行内部账户办理结汇，结汇及支付时可不审单。结汇资金原则上在结汇后2个工作日内划入收款银行账户，收款银行按规定审核收款方提供的经常项目或资本项目单证后办理资金入账。如收款银行审核后认为不合规无法入账或发生交易撤销引起退汇的，无论经常、资本项下交易，该笔人民币资金应原路退回结汇银行，结汇银行应在收到款项当天通过不落地购汇后原路退回境外机构的外汇NRA账户。上述过程中发生的货币转换损失或收益由境外机构与境内收款方协商处理。根据《国家外汇管理局关于印发〈银行结售汇统计制度〉的通知》（汇发[2006]42号），非居民机构办理结汇按照人民币资金用途确定统计项目的具体归属。</p>	<p>らないと規定している。これはどのように処理するのか？</p> <p>答：税関特殊監督管理区域内の外貨受払業務については、引き続き《国家外貨管理局：〈税関特殊監督管理区域外貨管理弁法〉印刷・公布に関する通知》（匯発[2013]15号）及び《国家外貨管理局：税関特殊監督管理区域經常項目外貨管理関連問題の改善に関する通知》（匯発[2013]22号）等の規定に基づき取り扱う。</p> <p>3. 国内機構は国外直接投資登記及び資金送金の手続を行う場合、いずれも董事会決議を提供する必要はあるのか？</p> <p>答：いずれも提供する必要がある。《通知》の規定に基づき、国内機構は国外直接投資登記及び資金送金手続を行う際、規定に基づき関連審査資料を提出する以外に、更に銀行に投資原資及び資金使途（使用計画）の状況を説明し、董事会決議（或いはパートナー決議）・契約書或いはその他の真实性証明資料を提供しなければならない。</p> <p>4. 自由貿易試験区内の国外機構の国内外貨口座の人民元転の許可について、具体的にどのようにオペレーションするのか？</p> <p>答：《通知》の規定に基づき、国外機構が法に基づき登記且つ営業場所が所在する自由貿易試験区内の銀行において開設した国外機構国内外貨口座（以下「外貨 NRA 口座」）の資金は人民元転することができるが、人民元転代り金は国内での支払に使用しなければならない。銀行が両替後直接支払方式に基づき外貨 NRA 口座の人民元転を行う、銀行内部の口座を通じて人民元転を行う、人民元転後に支払う場合、エビデンス審査をしなくてもよい。人民元転代り金は、原則、人民元転後の2営業日以内に受取銀行の口座に入金され、受取銀行は規定に基づき受取側が提供する經常項目或いは資本項目のエビデンスを審査した後に資金入金を行う。受取銀行が審査後にコンプライアンスに準拠していない違法な入金であると判断或いは取引の取消による返金が発生した場合、經常項目・資本項目の取引に関わらず、当該人民元転代り金は元のルートで人民元転銀行に戻さなければならない。人民元転銀行は当該資金の受取当日に外貨転した後に直接元のルートで国外機構の外貨 NRA 口座</p>
--	---

	<p>に戻さなければならない。上述の過程において発生した通貨変換に伴う損失或いは収益は、国外機構及び国内受取側が協議の上処理する。《国家外貨管理局：〈銀行両替統計制度〉印刷・公布に関する通知》（匯発[2006]42号）に基づき、非居住者機構が行う人民元転は、人民元転代り金の用途に基づき統計項目の具体的な帰属を確定する。</p>
--	--

<p style="text-align: center;"><b>《国家外汇管理局关于进一步推进 外汇管理改革完善真实合规性审核的通知》 (汇发〔2017〕3号) 政策问答(第二期)</b></p> <p>1. 《国家外汇管理局关于进一步推进外汇管理改革完善真实合规性审核的通知》(汇发〔2017〕3号,以下简称《通知》)第一条中“具有货物贸易出口背景的国内外汇贷款”如何理解?是否包括出口项下的流动资金贷款?</p> <p>答:具有货物贸易出口背景的国内外汇贷款主要用途是支持有货物贸易出口业务的企业,既包括货物贸易项下出货后所有的贸易融资,如出口贸易融资项下的福费廷、出口押汇、出口保理、出口贴现等;也包括货物出口贸易项下出货前的贸易融资,如打包贷款、订单融资等;还包括以企业出口项下预期收汇额为基础的流动资金贷款,可不与企业的单笔出口收汇金额、期限等逐一匹配。其他类型的流动资金贷款暂不允许结汇。银行应根据国内外汇贷款的不同类型,按照展业原则要求,对出口项下相关背景进行真实性合规性审核后,为企业办理结汇。</p> <p>2. 《通知》允许具有货物贸易出口背景的国内外汇贷款结汇。国内外汇贷款需要开立专用账户进行管理吗?</p> <p>答:根据《国家外汇管理局关于印发货物贸易外汇管理法规有关问题的通知》(汇发〔2012〕38号,以下简称38号文),出口贸易融资业务项下资金,在金融机构放款及企业实际收回出口货款时,均可直接划入企业经常项目外汇账户。《通知》实施后,38号文的相关规定依旧有效。即:如果按照38号文的规定可以直接划入企业经常项目外汇账户并办理结汇的,仍然可以按照38号文办理,相关结售汇申报在货物贸易项下;其他类型的国内外汇贷款应当按照《国家外汇管理局关于实施国内外汇贷款外汇管理方式改革的通知》(汇发〔2002〕125号)的相关规定开立</p>	<p style="text-align: center;"><b>《国家外貨管理局:外貨管理改革の更なる 推進、真実コンプライアンス性審査の完備 に関する通知》(匯発〔2017〕3号)の 政策問答(第二期)</b></p> <p>1. 《国家外貨管理局:外貨管理改革の更なる推進、真実コンプライアンス性審査の完備に関する通知》(匯発〔2017〕3号、以下《通知》)第一条の「貨物貿易輸出の背景を有する国内外貨借入」とは、どのように理解するのか?輸出項目の流動資金の借入は含まれるのか?</p> <p>答:貨物貿易輸出の背景を有する国内外貨融資の主な用途は、貨物貿易輸出業務を有する企業の支援であり、例えば輸出トレードファイナンス項目のフォーフェイティング・輸出荷為替・輸出ファクタリング・輸出手形割引等の貨物貿易項目の出荷後の全てのトレードファイナンスを含む;また、例えばパッキングローン・PO融資等の貨物輸出貿易項目の出荷前のトレードファイナンスも含む;更に企業の輸出項目の予想される受取額に基づく流動資金の借入も含み、これは企業の一件当たりの輸出受取金額・期限等と逐一合致させなくてよい。その他類型の流動資金の借入は、暫時人民元転を許可しない。銀行は、国内外貨借入のそれぞれの類型に応じて、業務展開原則の要求に基づき、輸出項目の関連背景に対して、真実性・コンプライアンス性審査を行った後、企業のために人民元転を取り扱わなければならない。</p> <p>2. 《通知》は、貨物貿易輸出の背景を有する国内外貨借入の人民元転を許可している。国内外貨借入は、専用口座を開設して管理する必要はあるか?</p> <p>答:《国家外貨管理局:貨物貿易外貨管理法規関連問題の印刷・公布に関する通知》(匯発〔2012〕38号、以下「38号文書」)に基づき、輸出トレードファイナンス業務項目の資金は、金融機関が貸付を実行及び企業が輸出貨物代金を実際に回収する際、いずれも企業の經常項目外貨口座に直接入金することができる。《通知》の実施後、38号文書の関連規定は引き続き有効である。つまり、38号文書の規定に基づく企業の經常項目外貨口座への直接入金、且つ人民元転が可能の場合、38号文書に基づき行ってよく、関連両替申告は貨物貿易項目である;</p>
---	--

<p>国内外汇贷款专户，相关结售汇申报在国内外汇贷款项下。</p> <p>3. 银行办理国内外汇贷款结汇应如何审核？</p> <p>答：银行为企业办理国内外汇贷款结汇，应按照展业原则的相关要求，对该笔贷款的货物贸易出口背景进行真实性合规性审核。</p> <p>4. 国内外汇贷款结汇可否意愿结汇？是否需要开立结汇待支付账户？</p> <p>答：符合《通知》要求、且进入国内外汇贷款专户的国内外汇贷款，可以由债务人自行选择按照支付结汇或者意愿结汇方式办理结汇手续。选择意愿结汇的，应参照《国家外汇管理局关于改革和规范资本项目结汇管理政策的通知》（汇发[2016]16号）的相关要求进行管理。</p> <p>5. 企业能否提前偿还已结汇使用的国内外汇贷款？</p> <p>答：为了避免因国内外汇贷款和出口收汇期限不一致造成的期限错配，允许企业以自有外汇资金提前偿还已结汇使用的国内外汇贷款。</p> <p>6. 企业可否购汇偿还已结汇使用的国内外汇贷款？什么情况下可以购汇偿还？银行应如何办理？</p> <p>答：已经进入国内外汇贷款专户、且按照《通知》要求结汇使用的国内外汇贷款，境内机构应以自有外汇或货物贸易出口收汇资金偿还，原则上不允许购汇偿还。如货物贸易出口确实无法按期收汇、且企业没有其他外汇资金可用于偿还国内外汇贷款，应由企业通过购汇银行、向购汇银行所在地外汇局备案后，方可办理购汇偿还国内外汇贷款相关手续。</p>	<p>その他類型の国内外貨借入は、《国家外貨管理局：国内外貨借入外貨管理方式改革の実施に関する通知》（匯發[2002]125号）の関連規定に基づき国内外貨借入専用口座を開設しなければならず、関連両替申告は国内外貨借入項目である。</p> <p>3. 銀行が国内外貨借入の人民元転を取り扱う場合、どのように審査すべきか？</p> <p>答：銀行が企業のために国内外貨借入の人民元転を取り扱う場合、業務展開原則の関連要求に基づき、当該借入の貨物貿易の輸出背景に対して真実性・コンプライアンス性審査を行わなければならない。</p> <p>4. 国内外貨借入の人民元転は任意人民元転が可能か？ 人民元転支払待機口座を開設する必要はあるのか？</p> <p>答：《通知》の要求に合致、且つ国内外貨借入専用口座に入金した国内外貨借入は、債務者が自ら支払人民元転或いは任意人民元転方式を選択のうえ人民元転手続を行うことができる。任意人民元転を選択した場合、《国家外貨管理局：資本項目人民元転管理政策の改革及び規範化に関する通知》（匯發[2016]16号）の関連要求を参照して管理しなければならない。</p> <p>5. 企業は「既に人民元転して使用した国内外貨借入」を期日前返済することはできるか？</p> <p>答：国内外貨借入と輸出外貨受取の期限不一致がもたらす期限ミスマッチを回避するため、企業が自己保有の外貨資金にて「既に人民元転して使用した国内外貨借入」を期日前返済することを許可する。</p> <p>6. 企業は「既に人民元転して使用した国内外貨借入」を外貨転して返済することはできるか？ どのような状況下で外貨転後に返済できるのか？ 銀行はどのように取り扱うべきか？</p> <p>答：既に国内外貨借入専用口座に入金されており、且つ《通知》の要求に基づき「人民元転して使用した国内外貨借入」について、国内機構は自己保有の外貨或いは貨物貿易輸出の外貨受取資金により返済しなければならず、原則、外貨転による返済を許可しない。貨物貿易輸出が確かに期限通りに外貨を受け取ることができず、且つ企業に国内外貨借入の返済に使用可能なその他</p>
--	--

<p>各分局資本処应于每月初5个工作日内按照附表1格式向总局资本司报送上月分局辖内外汇局核准的购汇偿还国内外汇贷款的相关数据。</p> <p>7. 《通知》发布实施后，银行是否需要向外汇局报送国内外汇贷款的相关数据？</p> <p>答：《通知》实施后，各分局资本处应要求辖内银行（含法人银行和分行）于每月初5个工作日内，按照附表2的格式报送该银行上月国内外汇贷款结汇的相关数据。各分局资本处应于每月初10个工作日内，按照附表3格式向总局资本司报送辖内银行上月国内外汇贷款相关数据。</p> <p>8. 内保外贷项下资金调回境内使用，相关主体应履行什么程序？</p> <p>答：境外债务人将内保外贷项下资金以外债形式调回境内的，境内借用资金的机构应满足现行外债管理的相关要求，按规定办理外债登记，并应按照全口径跨境融资宏观审慎管理模式或《外债登记管理办法》模式的相关要求控制资金调回规模。</p> <p>境外债务人用内保外贷项下资金向境内机构进行股权投资，应满足相关主管部门对外商直接投资（FDI）的管理规定，接受投资的境内机构应按规定办理外汇登记。</p> <p>9. 《通知》允许内保外贷项下资金调回境内使用，是否意味着《国家外汇管理局关于发布〈跨境担保外汇管理规定〉的通知》（汇发[2014]29号，以下简称29号文）附件2《跨境担保外汇管理操作指引》（以下简称《操作指引》）中关于内保外贷项下资金用途的相关要求不再有效？</p>	<p>の外貨資金がない場合、企業は外貨転銀行を通じた外貨転銀行所在地の外管局への備案後であれば、外貨転による国内外貨借入返済に関する手続を行うことができる。</p> <p>各分局資本処は、毎月の月初5営業日以内に附表1の書式に基づき総局資本司に前月の分局管轄内の外管局が批准した国内外貨借入の外貨転による返済の関連データを送信・報告しなければならない。</p> <p>7. 《通知》の公布・実施後、銀行は外管局に国外外貨借入の関連データを送信・報告する必要はあるか？</p> <p>答：《通知》の実施後、各分局資本処は、管轄内の銀行（法人銀行及び支店を含む）に毎月月初の5営業日以内に、附表2の書式に基づき当該銀行の前月の国内外貨借入の人民元転の関連データを送信・報告するよう要求しなければならない。各分局資本処は、毎月月初の10営業日以内に、附表3の書式に基づき総局資本司に管轄内の銀行の前月の国内外貨借入の関連データを送信・報告しなければならない。</p> <p>8. 「内保外貸（国内保証・国外貸付）」項目の資金の国内還流後の使用について、関連主体はどのような手順を履行すべきか？</p> <p>答：国外債務者が内保外貸項目の資金を外債形式で国内に還流させた場合、国内の資金借入機構は現行の外債管理の関連要求を充足し、規定に基づき外債登記を行い、併せて全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理モデル或いは《外債登記管理弁法》モデルの関連要求に基づき資金還流の規模をコントロールしなければならない。</p> <p>国外債務者が内保外貸項目の資金を用いて国内機構に持分投資を行う場合、関連主管部門の外商直接投資（FDI）に対する管理規定を充足し、投資を受ける国内機構が規定に基づき外貨登記を行わなければならない。</p> <p>9. 《通知》は内保外貸項目の資金の国内還流後の使用を許可しているが、これは《国家外貨管理局：〈クロスボーダー担保外貨管理規定〉公布に関する通知》（匯發[2014]29号、以下「29号文書」）付屬文書2《クロスボーダー担保外貨管理オペレーションガイド》（以下《オペレーションガイド》）の内保外貸項目の資金使途に関する</p>
---	--

答：29号文关于内保外贷项下资金用途的规定包括几方面：一是《操作指引》第一部分第四点（一）“内保外贷项下资金仅用于债务人正常经营范围内的相关支出，不得用于支持债务人从事正常业务范围以外的相关交易，不得虚构贸易背景进行套利，或进行其他形式的投机性交易”。此项要求仍然有效，即内保外贷项下资金仍然只能用于债务人正常经营范围内的相关支出。

二是《操作指引》第一部分第四点（二）“未经外汇局批准，债务人不得通过向境内进行借贷、股权投资或证券投资等方式将担保项下资金直接或间接调回境内使用”。随着《通知》的发布实施，内保外贷项下资金可以通过外债及股权投资方式调回境内使用，但仍不得通过证券投资方式将内保外贷项下资金直接或间接调回境内使用。另外需要注意的是，《操作指引》中列举的四类直接或间接股权、债权投资回流限制不再适用。

三是《操作指引》第一部分第四点（三）内保外贷合同项下发生特殊类型交易时需要满足其他特定要求。内保外贷合同项下发生《操作指引》第一部分第四点（三）所列特殊类型交易时，仍按照《操作指引》第一部分第四点（三）执行。

10. 《通知》发布实施前已经办理内保外贷登记的，可否按照《通知》精神将内保外贷项下资金调回境内使用？

答：《通知》发布实施前已经办理内保外贷登记的，如需将内保外贷项下资金调回境内使用，应由境内机构先到所在地外汇局办理内保外贷变更登记，再按规定办理外债登记或外商直接投资登记。外汇局在办理内

関連要求は今後有効でないことを意味する  
のか？

答：29号文書の内保外貸項目の資金使途の規定は、以下のいくつかの方面を含む：一つ目は、《オペレーションガイド》第一部分の第四点（一）「内保外貸項目の資金は債務者の正常な経営範囲内の関連支出にのみ用い、債務者の正常な業務範囲以外の関連取引への従事を支援するために用いてはならず、虚偽の貿易背景によるサヤ取り、或いはその他の投機的取引を行ってはならない」ことである。この要求は引き続き有効であり、つまり内保外貸項目の資金は引き続き債務者の正常な経営範囲内の関連支出にのみ用いることができる。

二つ目は、《オペレーションガイド》第一部分の第四点（二）「外管局の批准を受けていない場合、債務者は国内への貸借・持分投資或いは証券投資等の方式により担保項目の資金を直接或いは間接的に国内に還流させて使用してはならない」ことである。《通知》の公布・実施に伴い、内保外貸項目の資金は外債及び持分投資の方式を通じて国内に還流させて使用することができるが、引き続き証券投資の方式を通じて内保外貸項目の資金を直接或いは間接的に国内に還流させて使用してはならない。その他、《オペレーションガイド》に列挙されている4種類の直接或いは間接的な持分・債券投資の還流制限は、今後適用しないことに注意しなければならない。

三つ目は、《オペレーションガイド》第一部分の第四点（三）「内保外貸契約において特殊な類型の取引が発生した場合、その他の特定の要求を充足しなければならない」ことである。内保外貸契約において、《オペレーションガイド》第一部分の第四点（三）で列記した特殊な類型の取引が生じた場合、引き続き《オペレーションガイド》第一部分の第四点（三）に基づき執行する。

10. 《通知》の公布・実施前に内保外貸登記を既に行っていた場合、《通知》の主旨に基づき内保外貸項目の資金を国内に還流させて使用することはできるか？

答：《通知》の公布・実施前に内保外貸登記を既に行っており、内保外貸項目の資金を国内に還流させて使用する必要がある場合、国内機構は先に所在地の外管局に内保外貸の変更登記を行い、その後規定に基

<p>保外貸签约及变更登记时，应在备注栏注明内保外贷项下资金是否调回境内使用以及资金具体用途。</p>	<p>づき外債登記或いは外商直接投資登記を行わなければならない。外管局は内保外貸の契約締結及び変更登記を行う際、備考欄に内保外貸項目の資金を国内に還流させて使用するか否か、及び資金の具体的用途を明記しなければならない。</p>
<p>11. 内保外贷项下资金按照《通知》要求调回境内后，归还境外贷款时可否从境内汇出？</p>	<p>11. 内保外貸項目の資金は、《通知》の要求に基づき国内へ還流後、国外借入を返済する際に国内から送金できるか？</p>
<p>答：可以。根据内保外贷项下资金回流渠道不同，实行不同的汇出管理：以外债形式回流的，按照外债还本付息方式汇出；以股权投资形式回流的，按照外商直接投资的相关规定（如：股息、红利、转股、减资、撤资、清算等）汇出。</p>	<p>答：可能である。内保外貸項目の資金還流ルートの相違に応じて、異なる送金管理を実行する：外債形式による還流の場合、外債の元本返済及び利息支払の方式に基づき送金する；持分投資形式による還流の場合、外商直接投資の関連規定（例：配当・特別配当・持分譲渡・減資・資本引揚げ・清算等）に基づき送金する。</p>
<p>12. 《通知》实施后，银行作为担保人的内保外贷发生担保履约的，相关购付汇手续如何操作？</p>	<p>12. 《通知》の実施後、銀行が担保人である内保外貸に担保履行が発生した場合、外貨転後の対外送金に関する手続はどのようにオペレーションするのか？</p>
<p>答：《通知》实施后银行新提供的内保外贷，如果发生担保项下主债务违约，银行应先使用自有资金履约，不得以反担保资金直接购汇履约；银行履约后造成本外币资金不匹配的，需经所在地外汇分局备案后办理结售汇相关手续。</p>	<p>答：《通知》の実施後、銀行が新たに提供した内保外貸について、担保項目の主債務に違約が発生した場合、銀行が先に自己保有資金を使用して履行しなければならない；反担保（裏保証）資金により直接外貨転して履行してはならない；銀行の履行後、人民元及び外貨資金のミスマッチが生じた場合、所在地の外管局分局への備案後に両替関連手続を行わなければならない。</p>
<p>13. 在跨境担保业务项下，担保合同与履约币种可否不一致？</p>	<p>13. クロスボーダー担保業務の項目において、担保契約と履行の通貨は一致してなくてもよいのか？</p>
<p>答：为避免货币错配风险，原则上要求担保合同（或保函）币种与履约币种一致。</p>	<p>答：通貨ミスマッチのリスクを回避するため、原則、担保契約（或いは保証状）の通貨と履行通貨の種類が一致するよう要求する。</p>
<p>14. 内保外贷项下资金用于境外直接投资，有何注意事项？</p>	<p>14. 内保外貸項目の資金を国外直接投資に用いる場合、何か注意事項はあるか？</p>
<p>答：一是以内保外贷境外融资替代境内机构货币出资的境外投资项目，如按照现行对外投资相关监管原则，境内机构境外股权投资受到限制的，暂停办理相关跨境担保业务，担保人为非银行机构的，外汇局不予办理内保外贷登记；担保人为银行的，银行不得为此提供担保。</p>	<p>答：一つ目は、国内機構による貨幣出資に替わって内保外貸の国外融資を用いる国外投資プロジェクトについて、現行の対外投資に関する監督管理の原則に基づき、国内機構の国外持分投資が制限を受ける場合、関連クロスボーダー担保業務の取扱を暫時停止し、担保人が非銀行機構の場合、外管局は内保外貸の登記を行わない；担保</p>



<p>二是内保外贷项下资金如果用于房地产、酒店、影城、娱乐业、体育俱乐部等特殊行业的，或者是用于大额非主业投资、有限合伙企业对外投资、“母小子大”、“快设快出”等类型对外投资的，担保人为银行的，银行应按照现行对外投资相关监管原则加强审核；担保人为非银行机构的，所在地外汇局在为其办理内保外贷登记时，应按照现行对外投资相关监管原则加强审核。</p> <p>15. 銀行境外放款項下資金用于境外直接投資，有何注意事項？</p> <p>答：應加強銀行對境外機構發放貸款的管理。銀行境外放款用于支持境內機構境外投資項目的，如果按照現行對外投資相關監管原則，境內機構境外股權投資受到限制的，銀行不得為相關主體發放境外貸款。</p>	<p>人が銀行の場合、銀行は当該国内機構に担保を提供してはならない。</p> <p>二つ目は、内保外貸項目の資金を不動産・ホテル・シネマコンプレックス・エンターテインメント業・スポーツクラブ等の特殊な業種に用いる場合、或いは大口の非メイン業への投資・有限パートナー企業の对外投资・「母小子大（投資先の子会社の方が投資する親会社より規模が大きいこと）・「快設快出（迅速に会社を設立して早急に撤退すること）」等の類型の对外投资に用いる場合、担保人が銀行であれば、銀行は現行の对外投资関連監督管理の原則に基づき審査を強化しなければならない；担保人が非銀行機構であれば、所在地の外管局は当該投資のために内保外貸登記を行う際、現行の对外投资関連監督管理の原則に基づき審査を強化しなければならない。</p> <p>15. 銀行の對外貸付項目の資金を國外直接投資に用いる場合、何か注意事項はあるか？</p> <p>答：銀行は國外機構に対して実行する貸付の管理を強化しなければならない。銀行の對外貸付を国内機構の国外投資プロジェクトの支援に用いる場合、現行の對外投資関連監督管理の原則に基づき、国内機構の国外持分投資が制限を受ける際には、銀行は関連主体に對外貸付を実行してはならない。</p>
--	--